

《介護保険法に基づく各種サービスの定款への事業名の記載について》

介護保険法に基づくサービスの事業者指定を受ける際の定款への事業目的の記載例を以下のとおり提示しますので、ご参考にしてください。

※定款の変更で所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

サービス名	定款への記載	介護保険法の条項
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	介護保険法に基づく居宅サービス事業	法第8条第1項
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	法第8条第14項
居宅介護支援	介護保険法に基づく居宅介護支援事業	法第8条第24項
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	介護保険法に基づく施設サービス事業	法第8条第26項
介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	介護保険法に基づく介護予防サービス事業	法第8条の2第1項
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	法第8条の2第12項
介護予防支援	介護保険法に基づく介護予防支援事業	法第8条の2第16項
介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業	介護保険法に基づく第1号事業	法第115条の45第1項第1号イ
介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業		法第115条の45第1項第1号ロ